**Osaka AGreen Actionパートナーズ　規約**

（名称）

第１条　名称は「Osaka AGreen Actionパートナーズ（以下、パートナーズという。）」とし、事務局はOsaka AGreen Action事務局（大阪府環境農林水産部農政室推進課地産地消推進グループ）に置く。

（目的）

第２条　2050年の脱炭素社会の実現に向け、生活に直結する「食」とそれを支える「農とみどり」の分野で、一人ひとりが今すぐできる脱炭素につながる行動に、生産者・事業者・消費者等が一体的に取り組む「Osaka AGreen Action」の活動を推進することを目的とする。

（活動内容）

第３条　パートナーズは前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

　（１）地産地消を推進する取組みの実施やその情報発信

　（２）有機農産物や大阪エコ農産物など環境に配慮した農産物の利用(販売)促進の取組みの実施や

その情報発信

　（３）前各号のほか、「Osaka AGreen Action」の理解促進に資する取組み　等

（パートナーズメンバー）

第４条　パートナーズメンバー（以下、メンバーという。）は、第２条の目的に賛同し、以下の参加基準を満たす団体等とし、会費は無料とする。

　（１）Osaka AGreen Actionの活動の趣旨を理解し、脱炭素の取組み推進に努めていること

（２）第３条の活動内容の各号のうち、少なくとも１つに取り組むこと

　（３）団体内での取組みに限らず、対外的にOsaka AGreen Actionの普及のための取組みを広げること

　（４）反社会的勢力でないこと

２．メンバーになろうとするものは、事務局に登録届を提出するものとする。登録期間は設定しないこととし、退会しようとするときは、事務局に解除届を提出するものとする。

３．メンバーの中で第２条に規定する目的を逸脱するような行為があった場合、事務局においてメンバー登録を取り消すことができるものとする。

（その他）

第５条　本規約に定めのない事項は、大阪府において決定する。

附　則

この規約は、令和４年１１月９日から施行する。